

納税猶予税額等の調整計算書

被相続人	
相続人等	

第8の5表
(平成26年10月分以降用)

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- ・ 農地等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の6第1項）
- ・ 株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- ・ 山林についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の6の4第1項）
- ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）

1 調整前納税猶予税額等の明細

この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。

① 調整前農地等納税猶予税額（相続人等の第8表の2の⑦の金額）	円 00
② 調整前株式等納税猶予税額（相続人等の第8の2表の2の⑩の金額）	00
③ 調整前山林納税猶予税額（相続人等の第8の3表の2の⑧の金額）	00
④ 調整前持分納税猶予税額等（相続人等の第8の4表の2の⑨の金額）	00
⑤ 調整前納税猶予税額等（①+②+③+④）	00
⑥ 納税可能税額等（相続人等の第1表の⑨-⑩）の金額	

(注) ⑤欄の金額が⑥欄の金額を超える場合（「⑤>⑥」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
 なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整

この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額を超える場合（「⑤>⑥」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
 なお、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は記入を要しません。

⑦ 調整後の農地等納税猶予税額（⑥×①/⑤）（100円未満切捨て）	円 00
⑧ 調整後の株式等納税猶予税額（⑥×②/⑤）（100円未満切捨て）	00
⑨ 調整後の山林納税猶予税額（⑥×③/⑤）（100円未満切捨て）	00
⑩ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑥×④/⑤）（100円未満切捨て）	00

3 納税猶予税額等

この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

⑪ 農地等納税猶予税額（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑦の金額）を転記します。）	(第1表の㉓) 円 00
⑫ 株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑧の金額）を転記します。）	(第1表の㉔) 00
⑬ 山林納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。）	(第1表の㉕) 00
⑭ 医療法人持分納税猶予税額等（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	00

⑮	イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑭の金額を転記します。)	A (第1表の㉖) 00	
	ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (⑭の金額を転記します。)	B (第1表の㉗) 00
		(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金 拠出型医療法人の基金として拠出したとき (*第8の4表の附表の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (第8の4表の附表のFの金額を転記します。)	B (第1表の㉗)

(注) 1 ⑪、⑫、⑬及び⑭欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
 2 ⑪、⑫、⑬又は⑭欄の金額は、相続人等の第1表の「農地等納税猶予税額㉓」、「株式等納税猶予税額㉔」、「山林納税猶予税額㉕」又は「医療法人持分納税猶予税額㉖」若しくは「医療法人持分税額控除額㉗」欄にそれぞれ転記します。
 3 ⑮欄は、⑭欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（イ又はロ）に応じ、（イ）のときには⑭欄の金額を、（ロ）のときには⑭欄の金額に基づき算出した第8の4表の附表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。